

電話利用はスマートフォンに

「昨日、電車の中を見渡せば、かなりの人がスマートフォン（スマホ）の画面を食い入るようで見つめています。用がなくてもついつい眺めてしまう、そんな中毒的な症状は「スマホ依存症」と呼ばれ、親しい人との会話中もスマホが気になって集中できなかつたり、長時間の利用が慢性的な疲れ目や不眠症といった体の不調となって現れたりすることが問題になっていきます。」

こうしたことが家庭生活にも大きな影響を及ぼす場合があります。子育てが始まると、親は自由に過ごす時間を得るのが難しくなりますが、そうは言ってもちよっとした息抜きの時間は欲しいもの。隙を見てついスマホを操作してしまいます。かつて夢中になった趣味や友人と遊びに行く時間など、いろいろ手放すことを受け入れつつも、細切れになった余暇時間をスマホに費やしてしまっているのです。またスマホは子どもにとっても魅力的なコンテンツがあり、手っ取り早くおとなしくしてもらうためにスマホを渡してしま

うこともあります。

より良いコミュニケーションや情報を得る手段にすぎなかったものが、夫婦・親子のコミュニケーションを阻害するという本末転倒の事態をもたらしているのです。

情報に触れずあえて何もしない時間を持つことで、物事を深く考えたり、家族との話が生まれたりすることもあります。また日頃からしっかりと向きあってコミュニケーションを取っていれば、子どもの感情の起伏や変化を敏感に感じ取ることができ、悩みがあってもしっかりと話し合うことができるでしょう。そして、子どもが興味を持っていることを同じように関心を持ち一緒に行動できたら、それは親にとってもリラクセスできる余暇の時間となるかもしれません。

このちっぽけな箱に、支配される弊害を感じながらも、一度手にした利便性と習慣は早々に手放せるものではありません。家族の毎日をもっと笑顔にするために、賢く付き合っていくためのものです。

〈他人事じゃない!? 怖〜いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

ご存知ですか？
消費者契約法

消費者と事業者が契約する場合、両者の持つている情報の質・量や交渉力には格差があります。

このような状況を踏まえて消費者の利益を守るために、平成13年4月1日に「消費者契約法」が施行されました。その後、高齢化の進展を始めとした社会情勢の変化などに対応した改正法が平成29年6月3日に施行されました。

改正の一例として、「受け取った商品にかなる不具合があったとしても、キャンセルは一切できない」というような契約条項は、消費者の利益を不当に害する条項として条項無効となるという内容が盛り込まれました。

このような法律を基にして、相談窓口では消費者トラブルの解決のお手伝いをしています。少しでも不安に思ったら消費生活相談窓口に相談ください。

また、消費者契約法の改正については、消費者庁のホームページにも詳しく紹介されています。詳しくはそちらをご覧ください。

消費生活相談窓口

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時（予約優先）

場所 まちづくり推進課（文化プラザ隣）

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

